

平成２８年度吉田町認知症施策パンフレット作成事業募集要項

1 目的

本事業は、認知症の状態に応じたサービス提供の流れや、認知症を正しく理解してもらうための手引書（吉田町認知症マニュアル）を作成し、パンフレットとして広く住民へ周知啓発することを目的に実施する。

吉田町認知症マニュアルは、住民が手に取りやすく、使いやすいパンフレットとするため、デザイン・編集・レイアウトを重視し、デザインコンペ方式による事業者の選定を実施する。

2 事業名

平成２８年度吉田町認知症施策パンフレット作成事業

3 事業内容

別紙「吉田町認知症施策パンフレット作成事業仕様書」のとおり。

4 提出書類

(1) 参加申込書（様式１）１部

提出期限までに「参加申込書（様式１）」に必要事項を記入の上、持参により提出する。

(2) 質問書 １部

募集要項及び仕様書等に対する質問がある場合は、書面（様式自由）により、提出する。なお、審査及び評価に係る質問は一切受け付けない。

(3) 原稿一式 正本１部 副本１部

参加申込書の提出時に吉田町認知症対策委員会で作成した「吉田町認知症マニュアル（原案）」を提示するので、それを基に原稿を作成する。

なお、この原稿を中心に選考審査会を実施するので留意すること。

(4) 会社概要及び業務実績（様式２）１部

平成２５年度以降に本町を除く地方公共団体からの発注を受け、福祉・医療関係に伴うパンフレット等の作成業務を行った実績がある場合は、成果物（実際の刊行物）の原本又は写しを添付する。

ただし、５件以上の実績がある場合は、提出する成果物を５点までとする。

(5) 見積書 １部

見積書の金額は税込、宛名は「吉田町長」、事業名は「平成２８年度吉田町認知症施策パンフレット作成事業」とし、内訳の明細を記入する。

見積書は、人件費、デザイン代、イラスト代、印刷代、用紙代、輸送費など本事業の作成に関わる全ての経費を含む金額とする。

5 スケジュール

	項目	日程又は期限
1	参加申込書（様式1）の提出	平成28年5月20日（金）まで
2	募集要項等に対する質問書の提出	平成28年5月13日（金）まで
3	質問回答	平成28年5月17日（火）
4	選考審査会に係る提出書類 ① 原稿一式 ② 会社概要及び業務実績（様式2） ※作業工程表（様式自由） ③ 見積書	平成28年5月31日（火）まで
5	選考審査会	平成28年6月上旬
6	結果通知	平成28年6月上旬
7	契約締結	平成28年6月上旬
8	校正	平成28年6月中旬
9	納品	平成28年6月下旬

6 参考事業規模額

960,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、あくまでも事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書の金額は、上記金額を超えないものとする。

7 選考審査の方法

吉田町役場内において行政職員及び吉田町認知症対策委員会委員（学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者など）で構成する選考審査会を実施し審査する。

選考審査会は、全て書類審査で行うこととし、プレゼンテーション審査等を行わない。（選考審査会は非公開で行うこととする。）

(1) 一次審査

- ① 事業者名と見積金額を伏せて実施するものとする。
- ② 提出された「原稿一式」「会社概要及び業務実績（様式2）※作業工程表」に基づき採点表に評価点を入れる。
- ③ 採点表を集計して上位高得点3社を選定する。

※評価点が同数となった場合は、審査委員で協議して決定する。

※一次審査及び二次審査は、同日に実施する。

(2) 二次審査

- ① 事業者名を伏せて実施するものとする。
- ② 上位3社の「原稿一式」「会社概要及び業務実績（様式2）※作業工程表」「見積金額」に基づき投票表にて1社に投票する。
- ③ 投票表を集計して最多数投票を得た1社を契約相手先として決定する。
※投票が同数となった場合は、再度審査委員で協議して決定する。

(3) 審査項目

評価項目	審査の主な視点
全体構成について（25点）	仕様書を正確に理解し、事業の趣旨を踏まえた全体構成となっているか。
デザイン・編集・レイアウト（45点）	認知症を正しく理解してもらうための手引書としてデザイン等が配慮されているか。
企画・独自性（10点）	独自の工夫がみられるか。住民が手に取りやすく見てみたいと感じるか。
会社概要及び業務実績（20点）	業務遂行に必要な実績及び業務体制を有しているか。

(4) 結果通知

選考審査会終了後、参加事業者に選考・非選考の結果を通知する。
選定された事業候補者と随意契約を締結する。

8 注意事項

- ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないものは無効とする。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合やデザインコンペに関して不正又は公正さを欠く行為があった場合は、失格とする。
- ・作成に要した費用、旅費、その他業務に関する一切の費用は参加事業者の負担とする。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・審査、選定後であっても提出内容の細部について、修正を求めることがある。

9 書類提出先・担当部署

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町福祉課 高齢者福祉部門
電 話 0548-33-2105
FAX 0548-33-0361
E-mail fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp